

# 近畿圏の新たな料金について

# 近畿圏の新たな高速道路料金の概要

## 料金の賢い3原則(高速道路を賢く使う上で共通の理念)

- ① 利用度合いに応じた公平な料金体系
- ② 管理主体を超えたシンプルでシームレスな料金体系
- ③ 交通流動の最適化のための戦略的な料金体系

特に、近畿圏は「必要なネットワークの充実と合理的な料金体系の整理との両立」、「管理主体の整理」に特段の対応が必要

## 平成29年6月以降の料金の概要

### (1) 料金体系の整理・統一とネットワーク整備

- 料金水準を現行の高速自動車国道の大都市近郊区間を基本とする対距離制を導入し、車種区分を5車種区分に統一する。 ※必要に応じて激変緩和措置を実施
- 阪神高速については、関係自治体の提案を踏まえ、淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部の整備に必要な財源確保の観点から、有料道路事業について、事業費の概ね5割を確保するために、様々な工夫を行いつつ、必要な料金を設定する。

### (2) 管理主体の統一も含めた継ぎ目のない料金の実現

- 高速道路会社と一体的なネットワークを形成している路線で、地方道路公社等の管理となっている区間は、合理的・効率的な管理を行う観点から、地方の意向を踏まえ、高速道路会社での一元的管理を行う。
- 大阪及び神戸都心部への流入に関して、交通分散の観点から、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定する。

# 近畿圏内の料金水準の整理・統一

均一料金区間等

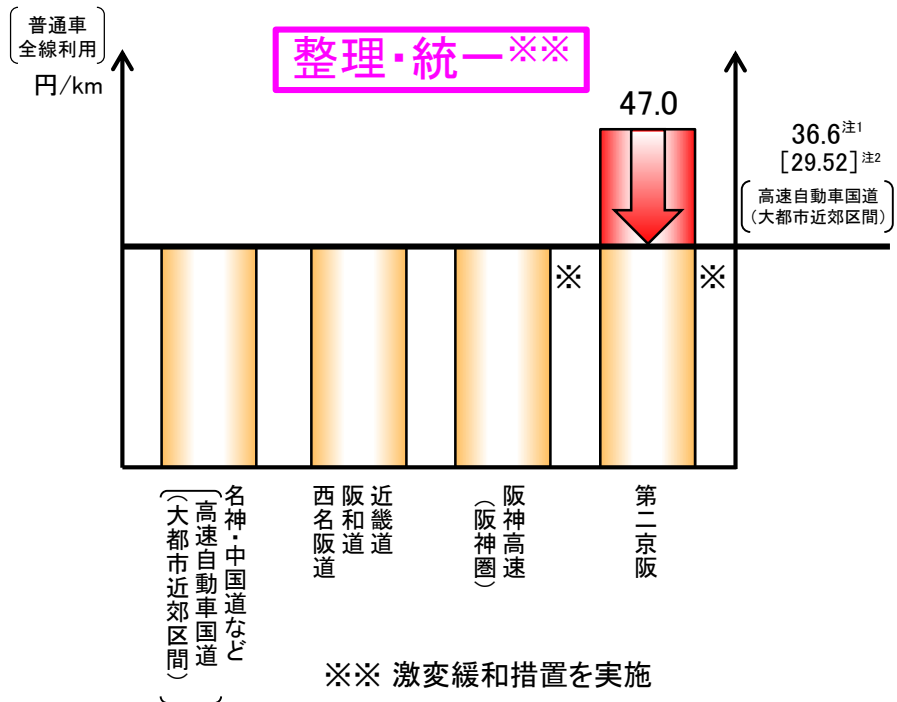
阪神高速(阪神圏)  
 <510円~930円>  
 (6km毎に約100円増)

近畿道(吹田~松原)(28.4km)  
 阪和道(松原~岸和田和泉)(22.6km)  
 <510円×2区間>

西名阪道(天理~松原)(27.2km)  
 <410円×2区間>

など

対距離化※※



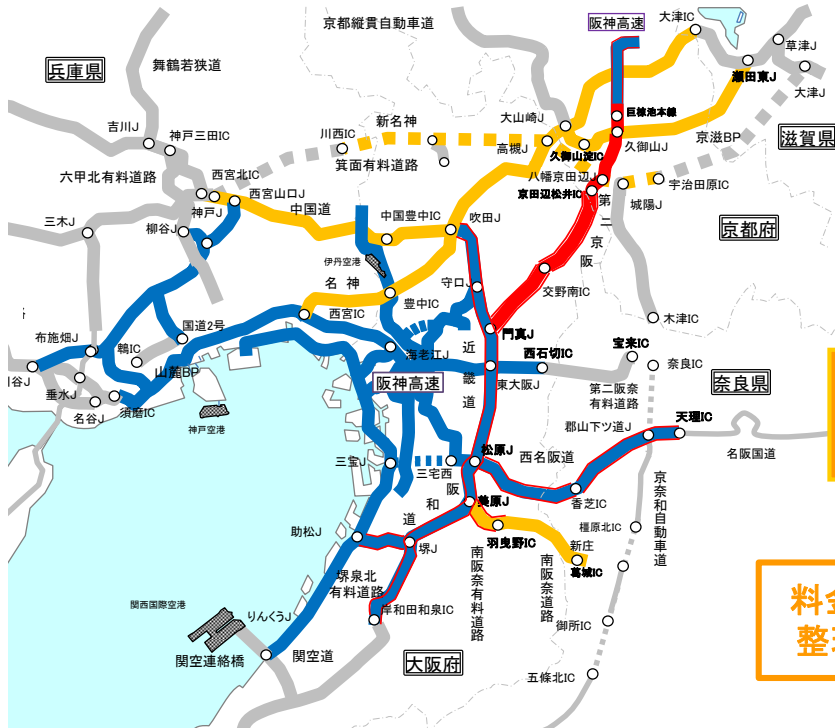
※※ 激変緩和措置を実施

注1) 高速自動車国道(大都市近郊区間)は、名神高速の例  
 注2) 消費税及びターミナルチャージを除いた場合の料金水準

※ 淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部の整備に必要な財源確保のため、関係自治体の提案を踏まえ、様々な工夫を行いつつ、必要な料金を設定

# 近畿圏内の料金水準の整理・統一

<現状>



- : 高速国道の大都市近郊区間より高い
- : 高速国道の大都市近郊区間と概ね同じ
- : 利用距離により料率が変化
- : 大都市近郊区間外的高速国道等
- : 均一区間 (点線は整備中区間)

<平成29年6月～>



料金水準を整理・統一

※ 淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部の整備に必要な財源確保のため、関係自治体の提案を踏まえ、様々な工夫を行いつつ、必要な料金を設定

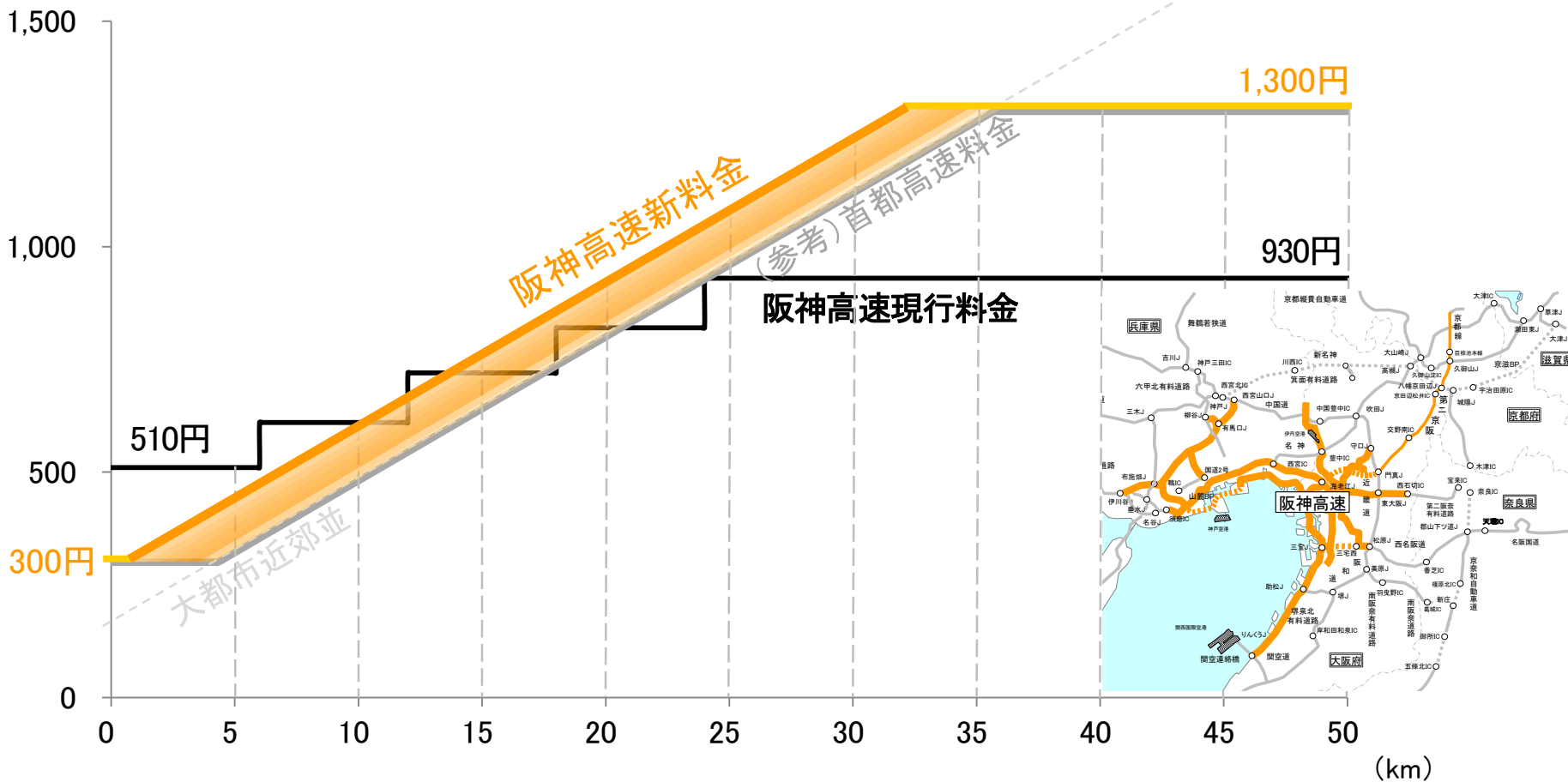
- : 高速国道の大都市近郊区間と概ね同じ
- : 高速国道の大都市近郊区間と概ね同じ(激変緩和措置)
- : 大都市近郊区間外的高速国道等 (点線は整備中区間)

- 注1) 上限料金を設定するなどの激変緩和措置を実施
- 注2) 移管に合わせて新料金を導入
- 注3) 全国路線網編入に合わせて新料金を導入



# 阪神高速道路の新料金

(円・税込)



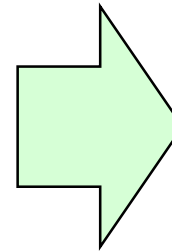
(注1) 阪神高速(阪神圏)の料金(普通車)

(注2) 利用距離が4.3km以下(1区間利用に限る)の場合、下限料金を適用。

# 近畿圏内の車種区分の整理・統一

	2車種 (阪神高速)	5車種 (ネクスコ西日本)
軽自動車等	1.0	0.8
普通車		1.0
中型車		1.2
大型車	2.0	1.65
特大車		2.75

5車種区分に  
整理・統一※



5車種	
	0.8
	1.0
	1.2
	1.65
	2.75

(注) 南阪奈道路、堺泉北有料道路は3車種  
注) 近畿道、阪和道、西名阪道は4車種

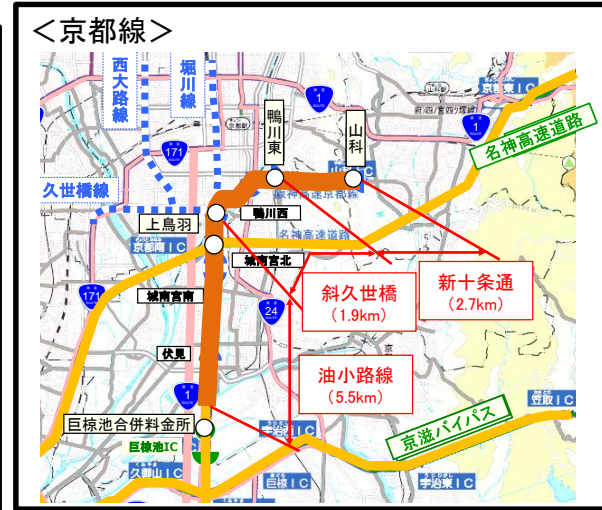
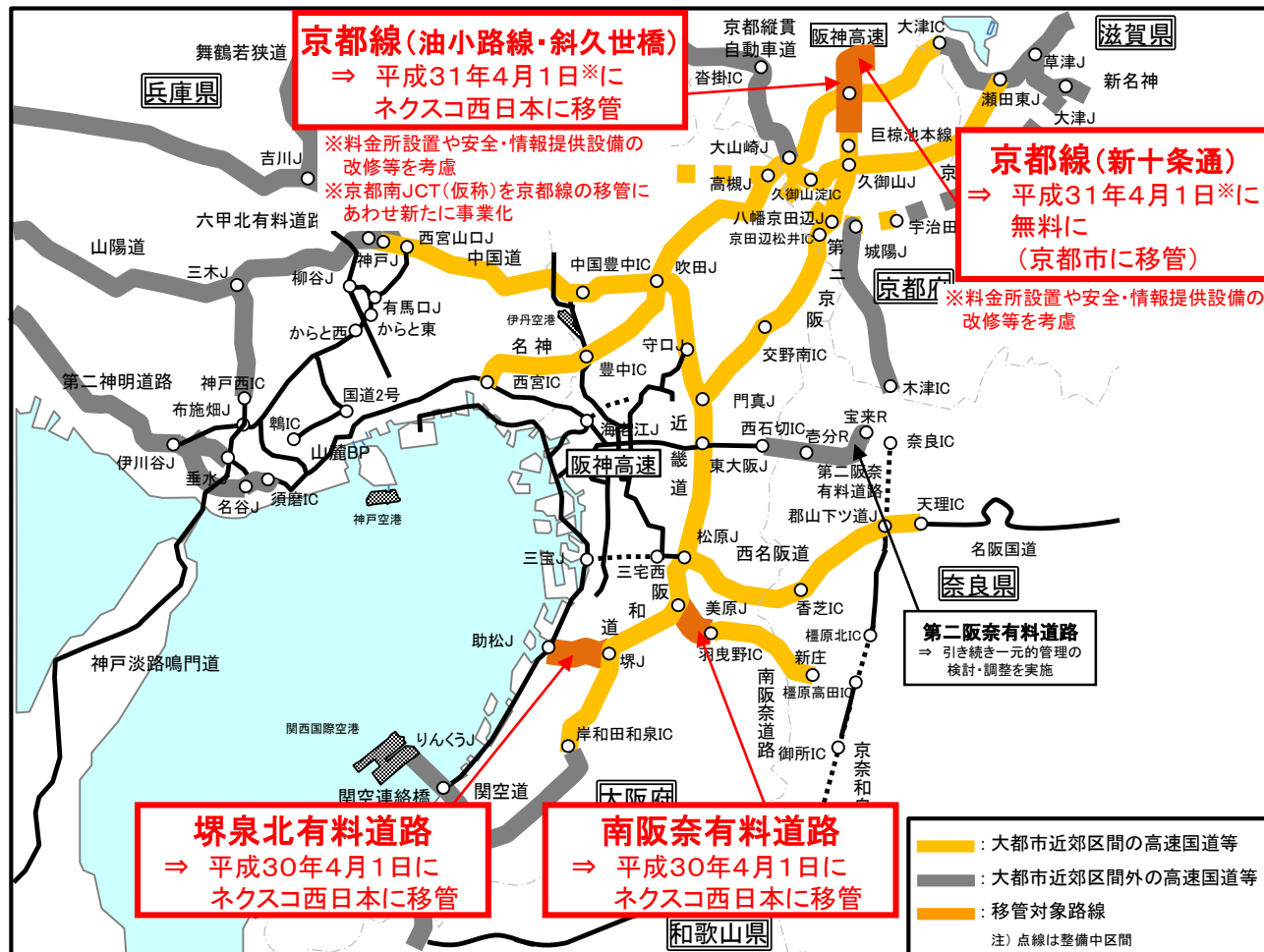
※ 5車種区分への統一にあたっては  
負担増などを考慮して段階的に実施

(阪神高速については、中型1.07、  
特大車2.14とする(平成33年度まで))



# 近畿圏の高速道路ネットワークにおける管理主体の統一

- 大阪府道路公社・南阪奈有料道路及び堺泉北有料道路 } ⇒ ネクスコ西日本に移管
- 阪神高速・京都線の油小路線・斜久世橋 } ⇒ ネクスコ西日本に移管
- 阪神高速・京都線の新十条通 } ⇒ 京都市に移管して無料に



注) 南阪奈有料道路、堺泉北有料道路、阪神高速・京都線の油小路線・斜久世橋、及び南阪奈道路は全国路線網に編入する

注) 事業中のIC・JCT名には仮称を含む

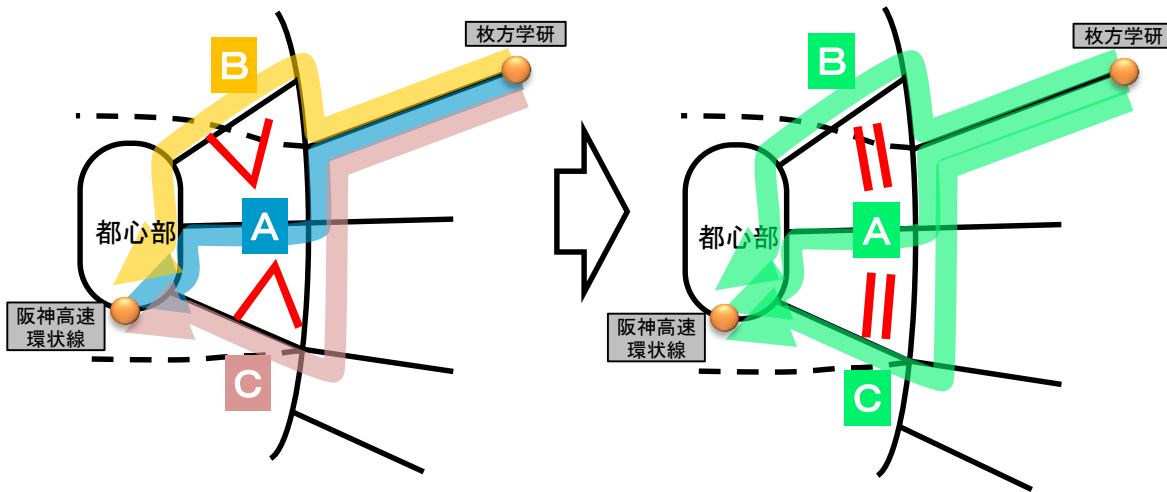


# 都心部への分散流入(「経路によらない同一料金」の導入)

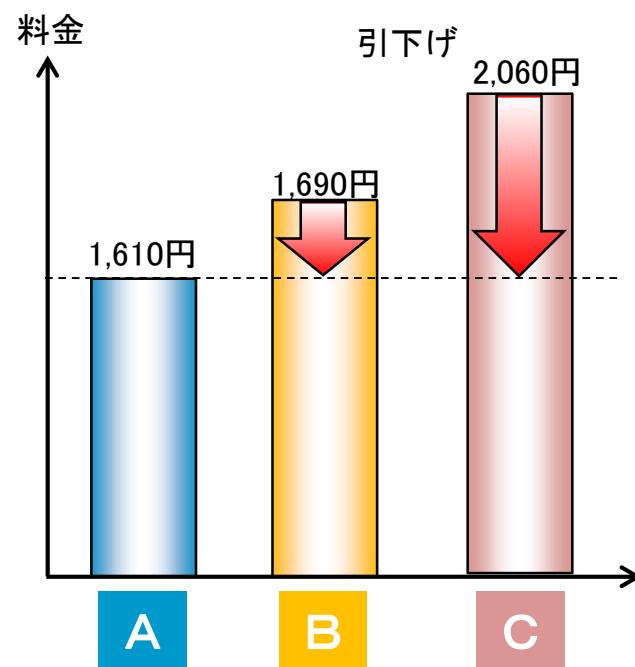
- 都心部の流入交通の経路選択等に偏りが発生し、特定箇所において交通集中が発生
- 大阪及び神戸都心部への流入に関して、料金面で不利にならないよう、交通分散の観点から、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定

Aルート料金 < Bルート料金 < Cルート料金

Aルート料金 = Bルート料金 = Cルート料金



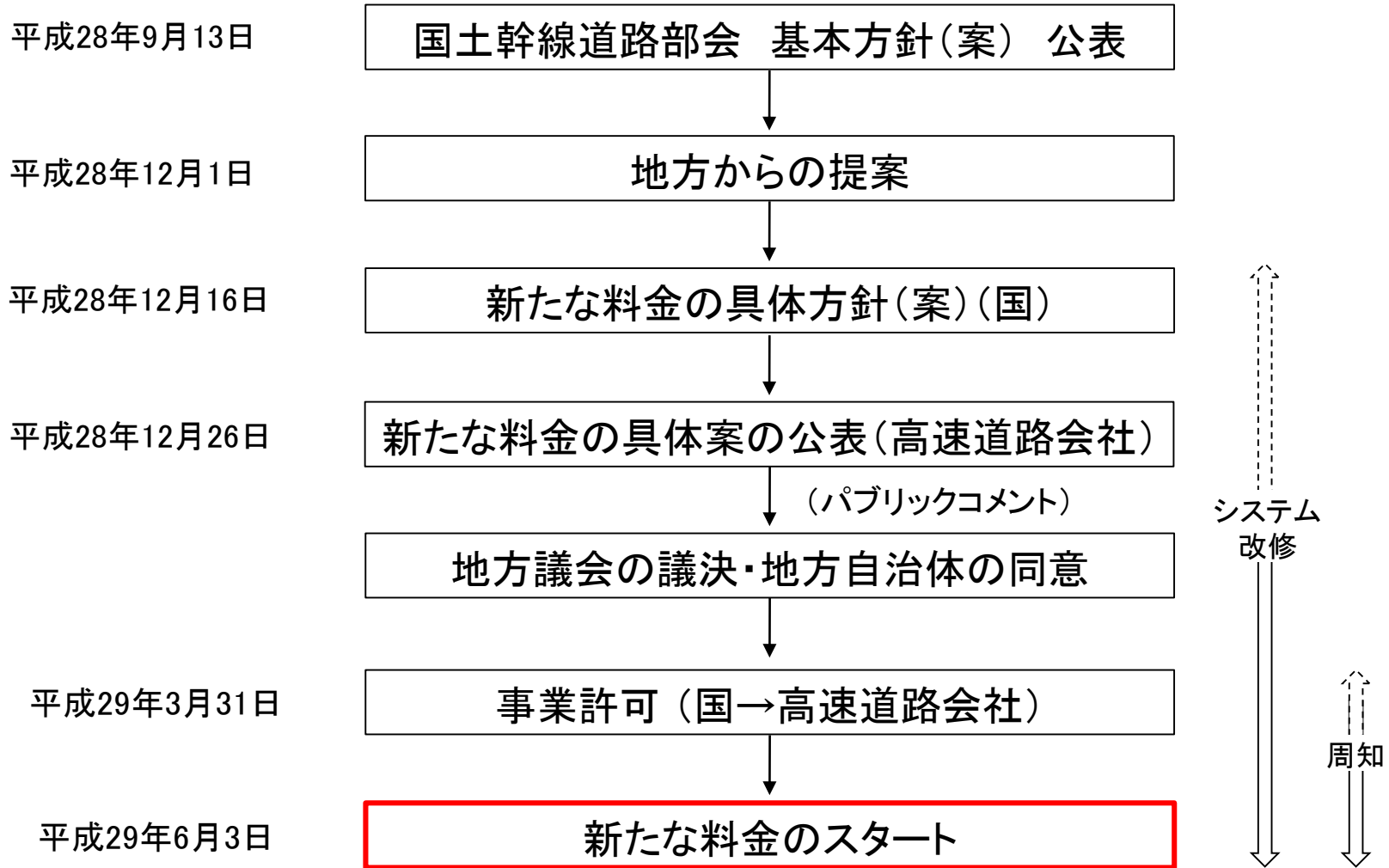
第二京阪 ↔ 阪神高速 枚方学研IC 環状線 の場合



※大阪都心部に加えて、神戸都心部についても同様に措置

(注) 料金は普通車の場合

# 近畿圏の新たな高速道路料金 経緯



- 新料金導入までの当面の間は、現行料金を継続
  - 南阪奈有料道路、堺泉北有料道路のネクスコ西日本移管については、平成30年4月1日に実施予定(移管に合わせて新料金を導入)
  - 阪神高速・京都線の油小路線・斜久世橋のネクスコ西日本移管及び阪神高速・京都線の新十条通の無料開放については、平成31年4月1日※に実施予定(移管に合わせて新料金を導入)
- ※料金所設置や安全・情報提供設備の改修等を考慮